

## エステ契約のトラブル 必要なサービスか考えて

美しくなりたい、エステティックサロンに通ってみたい。でも、ちょっと高いなあーと思っている、そんな心の隙に上手に入り込んでくる甘い言葉「無料で体験」や「お試しクーポン」。「ちょっと試してみようかしら」と出向くと、以下のようなトラブルに巻き込まれることも。

▼友人に誘われて500円の体験エステに行った。そこで勧誘されて24回分の美顔エステの契約をした。施術中にボディエステの契約も執拗に勧められ、断れずに契約してしまった。自分をエステに誘った友人は、マージンをもらっていることも分かり、解約したい。(20代:女性)

▼クレジットカード会社より届いた誕生日プレゼントの無料クーポンを使って美顔マッサージを受けに行つたところ、高額な化粧品購入を執拗に勧誘された。必要がないと断ったが、施術を受けてから考え直してほしいと説得され、次回のエステの予約を入れることになった。予約を取り消したい。(70代:女性)

美しくなるはずだったのに、かえって肌荒れを起こしたり、やけどや擦り傷を負つたり。あるいは、料金を支払ったのに、途中でエステ店が倒産したなどの相談も寄せられています。

そこで、エステ利用のアドバイスです。

①自分にとって本当に必要なサービスかどうかよく考える。

美しくなる、若返るなどの勧誘には、目標の具体的な到達点は無いことを心して契約しましょう。

②初めから長期間契約せず、まずは数回試してみる。

③契約時には、契約書をよく読み、サービス内容や条件についてよく確認する。

④施術によって皮膚トラブルなど異常が現れた場合は、すぐに医療機関を受診する。

なお、契約期間が1カ月を超えるかつ契約金額が5万円超の場合は、契約書を受けとった日を含めて8日間はクーリング・オフができます。また、その期間が過ぎてしまっても、法律で定められた解約料を支払って中途解約ができます。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話 058-277-1003です。

(開設時間：平日 8:30～17:00)

土曜日は電話相談（9:00～17:00）のみ受付

消費者ホットライン 188（いやや）

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。

H28.6.23 岐阜新聞